

第 4 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成25年8月20日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成25年8月20日(火曜日)

午前10時0分開議

午前11時35分閉会

本日の会議に付した事件

「幸せ実感くまもと4カ年戦略」の取り組みについて(政策評価表による報告)

報告事項

- ①漁協の組合員資格審査の是正措置状況と今後の取組について
- ②熊本県森林整備促進及び林業等再生基金のうち復興関連予算で造成されたもの(第2期造成分)の取り扱いについて

出席委員(7人)

委員長 田代国広  
副委員長 緒方勇二  
委員 前川 收  
委員 吉永和世  
委員 西 聖一  
委員 早田順一  
委員 泉 広幸

欠席委員(1名)

委員 村上寅美

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 梅本 茂  
政策審議監 豊田 祐一  
経営局長 濱田 義之  
生産局長 渡辺 弘道  
農村振興局長 大石 二郎  
森林局長 岡部 清志  
水産局長 鎌賀 泰文  
農林水産政策課長 田中 純二

団体支援課長 山口 洋一

首席審議員兼

農地・農業振興課長 船越 宏樹  
担い手・企業参入支援課長 國武 慎一郎  
流通企画課長 西山 英樹  
むらづくり課長 潮崎 昭二  
農業技術課長 松尾 栄喜  
農産課長 山中 典和  
園芸課長 古場 潤一  
畜産課長 矢野 利彦  
首席審議員兼農村計画課長 荻野 憲一  
技術管理課長 緒方 秀一  
農地整備課長 小柳 倫太郎  
森林整備課長 長崎屋 圭太  
林業振興課長 小宮 康  
森林保全課長 本田 良三  
水産振興課長 平岡 政宏  
漁港漁場整備課長 原田 高臣  
全国豊  
かな海づくり大会推進課長 平山 泉  
農業研究センター所長 麻生 秀則

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松尾 伸明  
政務調査課課長補佐 板橋 徳明

午前10時0分開会

○田代国広委員長 それでは、ただいまから第4回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、「幸せ実感くまもと4カ年戦略」の取り組みについて、政策評価表を活用しての説明に入ります。

今回は、戦略2の「稼げる農林水産業への挑戦」の中から、①担い手へ農地の集積を進める、②活力ある担い手を育てる、③地産地消を進めるの3項目について説明をお願いします。

執行部は説明を効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、まず農林水産部長から総括説明を行い、続いて概要説明を農林水産政策課長から、項目別を関係課長から説明をお願いします。

○梅本農林水産部長 初めに、8月6日には、皆様方管内視察をいただきまして、その節は私どもも同行をさせていただきました。本当にありがとうございました。現地で各委員からいただきましたさまざまな御意見、御提案につきましては、今後の施策に役立ててまいりたいと考えております。そして、阿蘇地域の災害復旧・復興及び農業試験研究の推進による生産性の向上に向けて、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

まず、本日御審議いただく事項の1点目にあります「幸せ実感くまもと4カ年戦略」の取り組み状況についてでありますけれども、ただいま委員長からありましたように、田代委員長とも御協議させていただきました3つの点、第1に農地集積、第2に担い手対策、第3に地産地消の3つの施策について、政策評価表を踏まえまして報告をさせていただきます。3点とも今後の重点政策として、部を挙げて各課が連携して取り組んでおりますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

さらに、本日は、その他報告事項といたしまして、4月の常任委員会で厳正に対応するよう御指示いただきました漁協組合員の資格審査について、その是正措置状況及び今後の取り組みについて御報告させていただきます

す。

また、最後に、熊本県森林整備促進及び林業等再生基金のうち、復興関連予算で造成されたものの取り扱いについて、御報告させていただきます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

政策評価の概要を、A3判の「平成25年度政策評価」という資料により御説明させていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

左側でございますけれども、(1)幸せ実感くまもと4カ年戦略の推進についてでございます。

限られた経営資源のもとで効率的な行政運営を行うため、PDCAマネジメントサイクルを活用して、新4カ年戦略の着実な推進を図っていくこととしております。

次に、右側の(2)本県の政策評価についてでございます。ここに、政策評価の基本的な考え方を3点記載しております。

まず、第①点目は、県民アンケートや外部評価等による、県民の視点でのわかりやすい政策評価でございます。

②点目は、新4カ年戦略の体系に沿った評価、進捗管理でございます。下のピラミッドの図形の4つの取り組みの方向性(15戦略)、その下の75の主な施策について、政策評価を行っております。

4つの取り組みの方向性とは、後ほど出てまいりますけど、1つ目が活力を創る、2つ目がアジアとつながる、3つ目が安心を実現する、4つ目が百年の礎を築くの4つでございます。

③点目、評価結果の活用でございます。評

価結果をもとに政策論議を行い、次年度の施策の検討につなげております。

次に、3ページをお願いいたします。

左側の(1)に、政策評価の概要をまとめております。4つの取り組みの方向性及び15戦略について一定の成果があり、おおむね順調に推移しておりますが、社会情勢の変化を踏まえた対応とあわせ、昨年7月の熊本広域大洪水からの早期の復旧・復興に取り組んでいく必要があることを記載しております。

次に、3ページの中ほど、(2)のところがございますけど、ここから4ページまで、県民アンケートの結果を記載しております。

5ページをお願いいたします。

5ページから12ページまでは、総括評価表として、4つの取り組みごとに評価を見開きでまとめております。

5ページ、6ページが“活力を創る”の評価表でございます。

5ページの戦略2が、稼げる農林水産業への挑戦となっております。

7ページをお願いいたします。

7ページが“アジアとつながる”の評価表でございます。

8ページをお願いいたします。

8ページが取り組みの写真等でございます。

9ページをお願いいたします。

9ページ、10ページが“安心を実現する”の評価表でございます。

11ページをお願いいたします。

11ページ、12ページが“百年の礎を築く”の評価表でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

14ページから21ページまでは、施策の評価表として、施策ごとに各常任委員会共通の報告様式としてまとめているものでございます。

農林水産部では、別途報告用の資料を用意

いたしておりますので、個々の説明は省略させていただきます。

それでは、別の資料、こちらのA4の資料のほうをお願いいたします。こちらのA4の縦使いの別冊の資料がございます。——こちらです。

○田代国広委員長 カラーで。

○田中農林水産政策課長 縦の「平成25年8月 農林水産常任委員会報告資料」のほうをお願いいたします。

開いていただきまして、1ページをお願いいたします。

ここに御報告させていただきます3つの施策を掲げております。

一番上段が施策の9「担い手へ農地の集積を進める」でございます。中ほどが施策の10「活力ある担い手を育てる」でございます。3番が施策の16「地産地消を進める」でございます。

この後、各課から施策ごとに評価の概要について御説明させていただきます。

農林水産政策課からは以上でございます。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

お手元の資料の2ページをお願いします。

「担い手へ農地の集積を進める」ということでございます。

①番でございますが、農地集積を緊急的・重点的に加速させるために、知事をトップとした推進体制の構築とともに、農地の出し手・受け手双方を支援します県独自の交付金制度を創設しますと書いております。さらに、集約の中心的受け手となりますJAや、集落が中心となった農業生産法人の設立を促しますというふうに書いてございます。

農地・農業振興課関連でございますが、昨年度の成果ということで書いております。6

月の25日でございましたけれども、県、市町村、JA、農業会議など一体となって、スクラムを組んで農地集積を進めていうことで、「ふるさと・農地未来づくり運動」を立ち上げております。知事を本部長としまして県推進本部をつくりました。全県的な問題になってきつつあります。

2つ目でございますが、県独自の交付金制度をつくり出すということで、4カ年で100カ所程度を考えておりますけれども、昨年度が一応初年度ということで、全県で20カ所程度の農地集積重点地区を指定しております。そこに農業公社のほうから農地集積専門員を配置しまして、濃密な話し合い活動の支援を行っております。

昨年度の実績でございますが、年度末までに10カ所程度農地集積計画をつくっております。きょう現在ですが、この地域におきまして集積計画をいっぱいつくっております。

次、3つ目でございますけれども、一応全市町村で人・農地プラン作成に取り組みまして、昨年度中には大体全体の40%の実績をつくっております。

上記の取り組みによりまして、右上のほうの棒グラフでございますが、過去4カ年比べまして、大体3割増の1,780ヘクタール程度の集積を集めておりますということで、農地集積の加速化の兆しが見え始めてきております。

本年度の取り組みでございますが、新たに22カ所程度を重点地区に指定しまして、合計42カ所の重点地区におきまして、地域ぐるみの集積活動を進めております。これを点から面に広げていきまして、集積の実績を上げていきたいと考えております。

それと、人・農地プラン策定推進とともに、プランに基づきます集積の実際の成果につなげる取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

一番下が、今後の方向性でございますが、

農地集積は小規模な個別経営を脱却して、生産性の向上を図ることでございますとか、中山間地の集落を守り、引き継ぐために非常に重要であると考えておりますので、認定農業者とか、それと地域営農組織の担い手に、4カ年で約8,400ヘクタールの農地を集積させたいというふうに考えております。

一番最後でございますが、国においては、現在でございますけれども、農地集積を相当進めるために中間管理機構というのが検討されております。県としまして、農業公社を機構に位置づけまして、集積の加速化に取り組んでまいります。

このコースは、国に先駆けまして、県のほうで進めていますので、本県にとっても追い風として期待しております。ということで、使いやすい制度に考えております。

以上が農地・農業振興課でございます。よろしく申し上げます。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

資料は、右側の3ページをお願いいたします。

まず、24年度の主な成果といたしましては、農地集積の中心的受け皿となる地域営農組織の組織化・法人化を推進するため、組織リーダーの育成セミナーを実施いたしました。

県北・県央・県南の3ブロックで、各7回の講義を行いました。本年度に入りまして4月に農事組合法人大津白川、5月に任意組合組織でございますけれども、庄営農組合が設立されましたように、受講者に組織化・法人化の機運が醸成されたところです。

次に、25年度の推進方針・進捗状況としましては、引き続き組織リーダー育成セミナーを実施してまいります。

また、24年度受講者からの合意形成や運営に不安があるという意見を踏まえまして、組

織化・法人化へ取り組む集落や組織に対し、県内の先進法人の代表者14名を派遣して、経験に即したアドバイスを行っていただくこととしております。

次に、今後の方向性としましては、引き続き地域営農組織の法人化に取り組んでまいります。

施策9、取り組みの①につきまして、担い手・企業参入支援課の説明は以上でございます。

○小柳農地整備課長 農地整備課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

施策9の②の取り組みを御説明いたします。

集積する農地の生産性向上を図るため、圃場整備や農業水利施設の保全など、地域に応じた生産基盤の整備に取り組むというものでございます。

なお、関係課はむらづくり課、農地整備課でございますが、農地整備課のほうで取りまとめて御説明いたします。

まず、平成24年度の主な成果でございますけれども、平坦及び中山間地域の未整備農地において、農地集積率の約20%増加を目指して圃場整備を実施いたしました。

平成24年度は、37地区で圃場整備181ヘクタールを実施しましたが、うち経営体育成基盤整備事業1地区53ヘクタールが完了し、当該地区の農地集積率は58%から67%に向上いたしました。

なお、平成24年度までに完了した圃場整備地区の農地集積率の向上は、20%以上を達成しております。

また、農業水利施設整備を15地区、うち排水機場7地区で実施し、排水機場2地区が事業完了いたしました。

資料の中段に、事業の実施状況写真を掲載しておりますが、一番左の写真は平たん地域

の圃場整備の事例です。熊本市坪井川下流の梅洞地区の圃場整備前と整備後の状況です。整備前の1反から2反の圃場規格を2ヘクタールに拡大するとともに、用水路と排水路を分離し暗渠排水を整備したことで、農作業の効率化や生産性が大幅に向上し、水田の汎用化による畑地作物の導入が図られ、担い手への農地集積が進んでおります。

真ん中の写真は中山間地域の事例で、美里町の宇城東部2期地区の整備状況です。整備前の農地は進入路が狭く、また用排水路も未整備で作業効率が悪く、集落の過疎化、高齢化の進行で、耕作放棄地の増加が懸念されておりましたが、今回農道や用排水路が整備され、区画整理がなされるなど作業条件が大幅に改善されたことで、集落への組織や担い手への農地集積が期待されております。

一番右の写真は、八代市東牟田地区の農業水利施設の整備状況です。写真、上のような湛水被害を防止するとともに、水田の汎用化を図るために排水機場を整備しましたが、施設園芸や畑作物の新規導入が進んでいます。

以上の事案の取り組みによりまして、農地の生産性が高められ、そのことによって農地の集積も進められております。

次に、平成25年度の推進方針・進捗状況です。経営体育成基盤整備や中山間総合整備事業等、事業42地区において圃場整備116ヘクタールを実施予定で、うち5地区、受益面積で申しますと177ヘクタールが完了予定で

す。また、農業水利施設の整備を20地区、うち排水機場11地区で実施し、排水機場を含む2地区が完了予定となっております。

最後に、今後の方向性ですが、農作業の省力化や生産性の向上を実現し、優良農地の確保と担い手への農地集積を図るため、地域の実情に応じた圃場整備や用排水路等の整備を進めます。

また、農業農村整備事業を、人・農地プラ

ン推進の関連施策に位置づけ、事業採択または予算配分に関して優先配慮を行いながら、農地集積の加速化、集積率の20%向上を目指してまいります。

以上で、施策9関係の説明は終わります。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

続きまして、施策10、活力ある担い手を育てるの説明に入ります。

資料は、右側の5ページでございます。

①農林水産業の担い手の確保・育成に向け、基礎的な研修や新たな知識・技術の普及などに積極的に取り組みますというものでございます。

担い手・企業参入支援課関連といたしまして、まず、24年度の主な成果としましては、新規就農者を280名確保しています。その一方で、法人化や企業の農業参入が進み、新規就農者の外数として、雇用就農者の方が増加しています。また、認定農業者は近年横ばいで推移しており、農業法人数は着実に増加しているという状況でございます。

次に、25年度の推進方針・進捗状況としましては、新規就農支援センターを中心に、切れ目ないサポートを実施し就農を支援しています。

また、将来の本県の農業を担うトップリーダーを育成する「くまもと農業経営塾」を実施するほか、経営革新セミナーの開催やスペシャリストによる経営診断等を実施し、認定農業者の経営改善を支援するとともに、法人化講座や法人相談会等を開催し、法人化を推進しています。

次に、今後の方向性としてしましては、就農希望者に対する研修の実施に加えまして、青年就農給付金の制度の活用を推進し、年間390名の新規就農者を目指してまいります。

また、認定農業者につきましては、意欲ある主業農家の方を認定農業者に誘導、経営改

善を支援し、27年度までに1万3,000経営体の育成を、農業法人につきましては、法人化講座等を引き続き開催しまして、27年度までに1,000社の育成をそれぞれ目標としております。

施策10、取り組みの①につきまして、担い手・企業参入支援課の説明は以上でございます。

○小宮林業振興課長 林業振興課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

林業従事者の確保・育成についてでございます。

平成24年度の主な成果といたしましては、新規就業者を86名確保しており、昨年度と同様の成果となっております。

また、林業系高校生やU・Iターン者の林業技術研修会、県林業従事者育成基金と連携した就業相談会を開催いたしまして、前年度以上の参加者を得ております。

そのほかOJT講師養成研修によります新規就業者の技能向上、事業体の事業量確保や社会保険加入への支援を行い、就業環境の整備を推進してまいりました。

平成25年度の推進方針・進捗状況についてでございますが、林業従事者の確保・育成対策として、引き続き就業希望者への研修会や就業相談会を開催してまいります。

また、本年度からは、林業技術を修得した優秀な新規就業者を確保するために、国の緑の青年就業準備給付金を活用いたしまして、155日間の長期研修を行っております。

また、林業事業体の育成・強化対策として、森林施業プランナーやOJT講師の養成を初め、林業労働災害防止の巡回指導や社会保険への加入を支援してまいります。

今後の方向性については、年間100名の新規就業者の確保を目指して、関係団体との連携による就業相談会や技術研修会等を引き続

き実施し、また林業事業体の経営改善や就業環境整備を進めて、安定的な雇用につなげていくことといたしております。

林業振興課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。

7ページをお願いいたします。

まず、平成24年度の主な成果ですが、漁業関係では19名の新規就業者を確保することができました。また、漁業担い手を対象とした漁業者セミナーを開催し、漁業に関する知識や技術の普及を行っております。

さらに、漁業者のリーダー的存在であります漁業士について、新たに14名の認定を行うとともに、漁業主体が行うみずからの研修活動や子供たちを対象とした地びき網などの漁業体験教室への支援を行うことで、中核となる漁業担い手の人材育成等に寄与しております。

次に、平成25年度の推進方針・進捗状況についてですが、引き続き漁業担い手の資質向上を図るための漁業者セミナーの開催や、将来を担う子供たちを対象とした漁業体験教室や漁業士の資質向上に向けた研修など、漁業士会活動への支援を行っております。

また、安定した漁業経営を図るため、各地域での資源管理計画の作成への指導を行うなど、国の漁業経営安定対策制度を活用した資源管理型漁業等の推進に向け支援を行っております。

さらに、今年度から国の青年就業準備給付金制度を活用し、新規就業者の確保を図るため、本年10月からの受け入れに向け、新たな研修制度の整備に取り組んでいるところでございます。

最後に、今後の方向性についてですが、まず新規就業者につきましては、年間36名の確保を目指し取り組むこととしております。

また、本県漁業を担う人材の確保・育成を図るため、関係団体等と連携した就業相談に対する情報等の充実など、漁業への就業促進のための環境づくりや、中核となる漁業者の資質向上に向けた取り組みを推進します。さらに、安定した漁家経営に向けた取り組みを推進することとしております。

水産振興課は以上でございます。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

資料は、8ページのほうをお願いいたします。

施策10の取り組みの②につきまして、若者が農業に継続的に従事できるよう、国の給付金制度を最大限活用するとともに、就農相談、研修、独立、定着の各段階に応じた総合的かつ切れ目ないサポート体制を構築しますというものでございます。

まず、24年度の主な成果としましては、青年就農給付金の給付対象者数が、準備型、経営開始型の合計で400人と、全国で2位という実績でありました。また、青年就農給付金の準備型が受給できる研修を実施する認定研修機関を、23年度が5組織、24年度6組織と計11組織認定しております。

次に、25年度の推進方針・進捗状況としましては、このページの下の方にフロー表を記載しておりますけども、就農希望者の就農形態、ニーズに対応した研修の実施体制を整備しますとともに、引き続き青年就農給付金制度を活用しています。

また、農業大学校におきましては、農業高校とも連携しながら、農業を目指す学生の確保に努めるとともに、実務的なカリキュラムの充実を図っています。

次に、今後の方向性としてしましては、新規就農支援センターを中心に、切れ目ないサポートを実施してまいります。また、青年就農給付金制度の活用に向けて、県全域での認定研



修機関の設置を進めますとともに、制度や受け入れ体制等の情報発信を図ってまいります。

続きまして、9ページ、資料の右側をお願いいたします。

施策10の取り組み③でございます。農業者に対する最新技術などの再教育——リカレント教育を実施するため、農業大学校、農業研究センター、熊本県立大学などと連携した「くまもと農業アカデミー構想」を展開しますというものでございます。

まず、24年度の主な成果といたしましては、県内の意欲ある農業者を対象に「くまもと農業アカデミー」を設立し、最新の農業知識や農業技術等をテーマとして5コース、15講座を実施いたしました。

次に、25年度の推進方針・進捗状況につきましては、本年度は34講座に拡充して7月から開講しており、8月には「くまもと農業アカデミー県南校」を開設したところです。また、受講後のフォローアップとして、ホームページ等による農業関係の情報発信等を実施することといたしております。

次に、今後の方向性としましては、学びを深めたいという農業者の要望に応えていくため、「くまもと農業アカデミー」のさらなる充実を図ってまいります。また、「くまもと農業アカデミー県南校」を通じまして、フードバレー構想の柱の一つであります人材育成を推進してまいります。

施策10、活力ある担い手を育てるについて、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○西山流通企画課長 10ページ、11ページにつきましては、施策16の地産地消を進めるでございます。このうち、県民条例に基づく地産地消の①につきまして、私のほうから御説明を申し上げます。

平成24年度の主要な成果についてでござい

ますが、全庁挙げて地産地消に取り組んでおりまして、情報発信やイベントでのブース出展により、県民条例の周知等を図っております。

県民に直接アピールする取り組みといたしましては、小売店や飲食店から成ります地産地消協力店は、新規加入も続きまして500店を超えておりまして、さらに増加するよう推進しております。

加えまして、生産者、流通業者、消費者等から成ります「くまもと食・農ネットワーク」の活動を推進するとともに、農業や木のものづくりの体験等に取り組んでおります。

また、加工食品の開発・推進や学校給食での推進等を行っております。

そこに粹書きで書いておりますけれども、県民の地産地消への関心につきましては、93.6%と高まっております。また、学校給食の食材における県産品が占める割合、これは品目数ということでカウントしておりますけれども、50%に達しております。

次に、平成25年度の進捗状況等につきましては、消費者の消費行動につながるようよりきめ細かな取り組みを進めています。これまでの取り組みに加えて、球磨焼酎への県産米の利用促進、「くまもと四季のさかな」の産直PR、それから伝統食の継承活動の推進、あるいは社会福祉施設の食事での地産地消の推進などに取り組んでおります。

今後の方向性としましては、県民条例の周知や地域活性化を図るため、農林水産物等への理解の深化や郷土愛の育成、多面的機能への認識向上等に係る取り組みを推進します。

また、個別の家庭レベルや消費者の個々のレベルに、地産地消の意識や消費行動をさらに浸透させるために、市町村段階での活動と連携いたしまして、直売所の地域的・広域的連携、6次産業化の推進、地域の食育活動との連携などを進めてまいります。

以上で、御説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

資料11ページをお願いいたします。

施策16、地産地消を進めるのうち、取り組み②の「くまモンおやつプロジェクト」について御説明いたします。

このプロジェクトは、子供たちが県産農林水産物を使ったおやつを食べる環境を整えることで、地産地消食育等を進めるものでございます。

初めに、1つ目の丸、平成24年度の主な成果でございます。

1点目としまして、5月におやつプロジェクトを立ち上げ、庁内連携体制を構築しております。

2点目として、県内のすべての放課後児童クラブを対象にアンケートを実施し、おやつ提供の実態やニーズを把握しております。

3点目としまして、10月の農業フェアでPRを行っております。

4点目としまして、平成25年2月に、「くまモンおやつプロジェクト憲章」を制定いたしました。

次に、2つ目の丸、平成25年度の推進方針・進捗状況でございます。

1点目としまして、「くまモンおやつ提供体制モデル構築事業の実施」でございます。モデル事業としまして、6団体が取り組みを開始したところでございます。

2点目としまして、6月には、くまモンおやつプロジェクト憲章宣言のあった10件の「おやつ」につきまして、発表及び試食会を開催いたしました。

3点目としまして、今後これらの取り組み内容を県民へ広く周知・PRすることとしております。

最後に3つ目の丸、今後の方向性でござい

ます。

1点目としまして、県農林水産業への理解が醸成されるよう取り組んでまいります。

2点目としまして、地域の保全に寄与するよう取り組んでまいります。

3点目として、県民全体への幅広い取り組みへ発展させてまいります。

4点目としまして、関係業界の自主的な活動を促すことで、広がりあるプロジェクトとなるよう取り組んでまいります。

施策16、地産地消を進めるの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

私からよかですか。地産地消でアンケート結果、93%も「関心がある」と、非常に高い関心を示されておるわけですね、アンケートの結果。残念ながら、消費行動がこのアンケートと相反する厳然たる事実を、最近ちょっと新聞で見たんです。

私はよく焼酎を飲みますが、全国の焼酎の売り上げランキングトップが、まだずっと三和酒造とって「いいちこ」ですね、トップだったんですが、ことし初めて「黒霧」、霧島酒造がトップになったんです。500億円以上売り上げております、この両社は。熊本県の「白岳」をつくっている高橋酒造は80億ぐらいですかね、それでも6番目ぐらいにランクされていますけど、非常に少ないんです。その次の織月さんはもっと下がっています。大分の麦焼酎の「いいちこ」は、そういった鹿児島「白波」とか「海童」とか、そういったものよりランクが上なんです。

これを考えると、恐らく我々熊本県人が地産地消の認識を持って消費行動を移すなら、「白岳」はもっと上のランクにいてもいいと思うんです。この事実を思うと、いかに関心はあるけれども、消費行動として地産地消

が全くと言っては失礼ですけれども、余り効果が出ていないという厳然たる事実を、最近の新聞報道でそれ見て感じたんです。

それで、口先だけで地産地消を言うのも大事ですけども、何とかこの地産地消が消費者の行動としてあらわれるような対策、方策等々を今後検討していく必要性を、この一つの事実を感知する中で感じたわけなんですけれども、これは自給率とも絡んできますが、そういった意識の改革が非常に大事だなというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

○西山流通企画課長 御指摘のとおりだと思います。実は、この93.6%のうちの6割程度は消費行動に移すというようなことで、県民のアンケートをとっております。すなわち、4割の方が地産地消を意識するけれども、消費行動に移していないというようなことが出ております。

そういうことで、今後の方向性にも書いておりますけれども、市町村レベル、家庭レベルへの浸透ということで、市町村がいろんな今施策をつくっておりますけれども、市町村の段階でこういう施策を十分使っていただく。そのためには県民条例の周知というか、そういう意義づけというか、それぞれ消費者も役割がありますよというようなところまで今後はつなげていかなきゃ、なかなか先に進まないだろうというふうに考えております。

そういう意味で、市町村あるいは地域には、そういう地産地消あるいは食育との連携あたりも含めて、連携しながらやっていくということが重要ではないかなというふうに考えておるところでございます。

○田代国広委員長 地産地消の必要性、重要性をよりしっかりと県の方々に御理解いただくように、頑張ってくださいと思います。

○前川収委員 施策の9番、担い手へ農地の集積を進めるということですけど、前の説明で、中山間地帯の整備も含めてさまざまな面的整備の取り組みをやっていただいて、その成果としての集積が進んでいるというお話がありました。確かに、整備集積を進めてもらわないと、担い手不足ということから、最終的には中山間地帯、山地、山すそからやっばり耕作放棄が始まっていくというふうに思っておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

ただ、ちょっと気になるのは、いろんな事業をやるときに、例えば面整備とかいろんなことをやると、集積率というのが必ず事業採択要件になってきまして、事業はやりたいけど集積率が悪いからできませんと、要するに補助率が下がりますとか、そういう話があるわけです。

平地の普通の耕種中心でやるような農業であれば、それはどんどん押し込んで集積して、作業効率を上げましょうという話を進めていって、集積率を高める方向性を持っていくのは、私も間違いじゃないと思います。ただ、中山間は集積率といわれてもなかなかこれは、もともと人が余りいないわけですから、それがハードルになってしまうことがないように、ぜひそういう考え方を持ってほしいなと思います。

中山間もさまざまあります。平地は平地ですけど、中山間というのは程度がかなり違うんです。中山間も総合整備事業をやって、さっき写真に載っていたところは、中山間の中では優良なところですよ。あれがやれるということはいいいところなんです。面整備までやれるということとはとてもいいところ。もっとひどくなると、面整備をやるまで畦畔しかできませんから、農地が減ってしまって面整備をやる必要がないとか、無駄だという話になる。でも、そこでもやっばり営農が行われております。

非常に多様ですね。米、麦をつくりながら——米、麦は大体みんなどこでもやっていますけど、狭い農地を、棚田を生かしてやっていらっしゃる。それだけでは非常に効率が悪いので、あわせて果樹園芸関係、果樹関係を織りまぜながらやっているとか、非常に農業形態が多種多様で、1戸の農家で山の中だけなんて、みんなこれで確立していますという話ではなくて、それぞれ違うというところもありますので集積しにくい、法人もつくりにくいと。

例えば、米、麦だったら、耕種だったら農事法人をつくって一緒にやりましょうやという話ができても、私はクリをつくっています、こっちじゃ梨をつくっています、こっちじゃ柿を植えていますと、それはばらばらです。それはどれがいい、どれが悪いと言っているわけじゃなくて、それぞれ自分たちが努力して頑張っているわけだから、なかなかそういうところを生かしていくのが難しいと思います。

そこで、お願いなんですけども、以前からお話ししまして努力していただいていることも十分承知していますけども、切り捨てにならないようにぜひしてもらいたいと思うんです。つまり、こういった事業に乗らない人たちが出てくる、乗れない人たちが出てくる、集積もできない地域も出てくると。そんなところは結果として補助も何も入らぬ、事業にも取り組めないということになって、もちろん高齢化も進んでいるわけですから、そういうところがだんだん、結局自分の意思じゃなくて、社会的にそういう制度面で切り捨てられていって、結果として我々が耕作放棄をつくってしまうという結果になる。

やりたいと言っても、あなた家は1軒でしょう、1軒じゃこの制度は使えませんとか、3人以上集めてくださいとか、面積はもうちょっと広うしてくださいとか、面整備も一緒にやってくださいとか、井戸掘るだけじゃで

きませんけん道も一緒にしてくださいとか、何かいろいろあるわけですよ、組み合わせが要るとか。

そうじゃないと。私は今ここでいい、やっている。ここで梨の栽培をやっています、山の中ですと。一番困っているのは水なんですと。水はありませんと。近くの谷川、それでも3キロぐらい離れていますよ、近くの谷川から自分で谷をせいて、何というか自然水ですよ、それに黒いパイプ、農業用の値段の安い、あれを3キロ自分で引っ張ってきて、自分の農地まで持ってきて、そこで梨をつくっていますというところを、実際私は知っています。現実に私の地元にあります。

そこに何で井戸ば掘らぬとなて。井戸掘る補助はなかもんて。それは補助はあっても高率だから、結局値段がかかって補助率がとても低いので——平地の圃場整備は水路をつくったにも8割とかの補助がありますね、国・県・地元で。補助率が半分しかなかけん、100万かかって50万も出さなきゃんなら、谷川から引いてこにゃしょんなかもん、そんなかわり雨の降らぬときは水はなきたいという現実の話がありますので、難しいんですけど、きめ細やかにやってもらいたい。

そこは担い手はいるんですけど、その人は若手もちゃんと、息子も一緒にやると言っているところですよ、中山間で。そういうところを切り捨てないようにぜひしてもらいたいし、そういうきめ細やかな制度を、国にももちろんお願いしていかなければいけません、効率性を高めるためのいわゆる営農組織をつくっていくということと、中山間では少しなじまない、効率性だけではないという部分が、確かに私はあると思っております。効率を上げるということだけでは済まされない部分があつて、そこをもっと細やかに見てもらいたいなということを思っております。

なかなか答弁は難しいかもしれませんが、

今熊本は集落型でやるという話で、今でも何地区かモデル地区をつくってやっていただいていますし、私の地元でもやってもらっていますが、なかなかこれも、作文をして申請をしてくださいと。申請書を書く人なんていませんよ、それは正直言って。そんな県庁の職員がさっと書けるような申請書類を、自分たちで営農組合つくるから書類つくって出してくれと。書類つくる人、そういう人はほとんどいません。

それは、やっぱり手とり足とり全部してもらわないと、制度そのものも活用できない。もちろん制度を知らない。そういうこともまだたくさん中山間の中にはありますので、もともと条件がいい平地のほうを、効率化しながら集積してどんどんやっていくこと、これをやめろと言っているんじゃないです、それはやってほしいと。でも、切り捨てないでくださいと、中山間の農業は。もちろん、むしろ向こうのほうが厳しいんだから、向こうのほうが——お金は大してかからないですよ。それは何町歩も畑をつくる、田んぼをつくるわけでもないんですから、ちっちゃなやつですよ。

そのちっちゃなやつを少しずつでも、ちゃんと平地でやるのと変わらないぐらいの補助率で、要件はぐーんと下げて、一つででんよかですよと。2人か3人連れてこいと言われてたって、山ん中ですから、隣の谷まで行ってからまた一緒に、井戸は1本しか掘らぬとにて、そんな話がたかさんどこでもあると思います、中山間を知っていらっしゃる方は。

そういうことをしっかり見つめてもらいたいし、そういうものができる政策をぜひ考えていただきたいと思いますが、よろしく何か御答弁を、どっちがやるか、計画課でもむらづくり課でもどっちでもいいですよ。

○潮崎むらづくり課長 中山間総合整備事業を担当していますむらづくり課です。

今委員がおっしゃったことの要望につきましては、以前からもお聞きしているところでございます、具体的には今年度から県単の事業になるんですが、これまでのいわゆる要件の一つであります面積の要件、これについて集落ビジョンというのを一つ条件にしているんですけども、それをつくってもらえれば面積要件を廃止するという措置を、本年度から取り入れました。

中山間につきましては、広場ほど集積率の要件はつけてはいないんですけども、みんなでどうにか集積の農地を守っていこうという思いのビジョンをつくっていただければ、面積要件は撤廃していますし、戸数についても知事特認でございますので、そこら辺は個別に相談をするというようなことで今実施をしておりますけれども、委員おっしゃるようにそれでもまだ希望に沿えない、きめ細かな希望に沿えないんじゃないかという点につきましては、今後も一生懸命現場の声を聞きながら、また委員とも相談させていただきながら、具体的に検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○前川収委員 その集落ビジョンのビジョンで何ですかの世界ですから、もう潮崎さんわかっているとおりです。要するに、それは何ですかという世界ですよ。計画書をつくりなさいの世界は、正直ゼロと聞いていいですよ。そんなものを農家が余り考えてやってきたわけじゃないし、それを求める必要も今までもなかったわけですから、さっき言ったとおり手とり足とり……。

それから、今はそれはモデル地区でやっていますけど、点在しているんです、点々、点々。ほかん者はせぬて、私だけはやりたいのに私が切り捨てられてしまうんです、今のままでいけば、集落移譲ができない地域もあるんです。そこまで考えてひとつお願いいたし

ます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○西聖一委員 2点お尋ねしますけども、1つは、農地集積の件ですけども、非常に頑張っていて、成果も出て集積率も上がってきていますし、去年、23年度に比較しても約400ヘクタールふえています。このふえた要因としては、私は個人の農家が大規模化することよりも、集落営農を展開した結果、営農組織が取り組んだのが数値にはね返っていると思っているんですけど、そういうふうに理解してよろしいですか。

○船越農地・農業振興課長 この増加分ですけども、相当数、例えばJAさんですね、利用権設定したりとか、それと売買もこの中に入っていますけど、それと農業公社のほうも昨年からですけど一応重点地区に指定しまして、農地の貸借のほうにも手を染めております。ということで、いろんな団体の頑張りが相当集まって、こういった成果になっているかと思っております。

それぞれすみ分けしてしまして、例えばJAさんですと、全く昔からJAさんにつき合っていないような方もおられるんです。こういうところは農業公社のほうが出向いていきまして、JAさんと一緒になってするとか。先ほどおっしゃいました地域営農組織によるものというのは相当まじってはおります。けれども、総体として相当さばけてふえたところですよ。

それと、前川委員からもありましたけど、どうしても平場だったら割かしその集積の度は進むんですけども、中山間地、重点地区今やっていますけども、意識的に実は全県で昨年度20カ所でしたけど、半数程度は中山間地でございます。中山間地の場合ですと、半分米をつくって、例えば半分は畜産とか、半分

は果樹とか、こういったいわゆる水田の部分ですか、こういったところは大体集落営農組織とか、できたら法人まで持っていくとかということで、今取り組みを進めているところですよ。

ということで、この多くの分野は集落、地域営農組織、農民ならず、そういった動きも換算されたものというふうに考えております。

○西聖一委員 個人的に大規模化された人も、まだ大分含んでいるんですね。

○船越農地・農業振興課長 そうですね。

○西聖一委員 それと同じく、農地集積の関係で、4ページの資料で、梅洞地区の圃場整備が出て、1反か2反かを2ヘクタール規模に今整備しているというのがありますけども、区画整理として大区画整理が条件だからこういうやり方をしていると思って、実際この2ヘクタールの中には、あぜを切ってやっていないと僕は水田は作業はできないと思っておりますが、どうなんでしょうか。

○小柳農地整備課長 農地整備課でございます。

2ヘクタールの内容でございますけれども、これが集落営農組織は別といたしまして、権利設定ではなくて利用権を設定いたしまして、集落営農組織がその2ヘクタールの大区画を営農といいますか、作業しやすいような形で集積をしておるということで、恐らくあぜは倒して9ヘクタールの大区画にしております。ただ、権利の異動はしていないというだけです。

○西聖一委員 それならばばらしいことで、白浜の場合は何か切り直したという事例も聞いていましたけども、それだけの装備を入れ

て営農が展開されるということでもいいですね。

○小柳農地整備課長 農地整備課です。

白浜のほうはたしか機械の導入のほうも進んでいるというふうに聞いているんですが、ちょっと詳しい内容はわかりませんが、営農組合が大型機械を導入して、そこまで大区画を有効に利用するというためにはやっぱり機械も必要ですので、機械の導入もあわせてすれば、一番いい形になってくるというふうに私たちは思っております。そういうふうな形で進めております。

○西聖一委員 では、期待しておりますので、またやってください。

あと、もう一つ、担い手への関係ですけども、すごく実績も出てきて、特に新規参入者、Uターン・Iターン、それから企業参入含めて実績出ていると思うんですけど、入り口は間口を広げて受け入れ体制も整って、これは熊本県らしい姿勢もできておるといえますけども、その後のフォローがきちっとできているのかなということで、多分リタイヤしている人も相当数いるんじゃないかなと思うんです。

それと、なぜそういうかということ、実際の今やっている親元就農、こういう方が非常に少ない。親は農業をさせたくないという人がある中で、新規参入、農業を知らない方がどんどん入ってきているというところが、ギャップを感じております。親元就農対策もこの青年就農支援資金に絡めて、もうちょっと入れてくれということで国にも要望いただいていますけども、もう少しそこら辺にてこ入れが入ってくると、親元就農がふえるのかなと。林業、水産業もそうですけども、そういう追跡調査がされているのかということ。

あともう一つが、企業も入ってきていますけども、これは認定農家に認定されているの

かなということですので、やっぱり認定農家というのは、地域全体で認められた中の制度ですけども、企業は単独どんどん入ってきて、地域を壊すようなことがあったら非常に困るといつも思っているんですけども、そういう点をちょっとお聞きしたいと思います。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

まず、フォローの関係でございますけれども、支援法に記載しておりますとおり、熊本県新規就農支援センターということで、方策を農業会議のほうと一緒にやって取り組んでおるところでございます。

済みません、手元に数字を持っていないんですけども、あとフォローということで地域振興局と一緒にやっていらっしゃると思いますので、そのあたりちょっと確認させていただきたいと思います。

それから、企業参入の話でございましたか。

○西聖一委員 親元就農も。

○國武担い手・企業参入支援課長 親元就農につきましては、委員おっしゃるとおり、農地の名義変更が青年就農給付金の場合要件になっているということで、かなり使いづらいということで、委員がおっしゃったとおりのいろいろ国あたりにも要望しているところでございます。

ただ、一方で、現場といいますか、経営開始計画の場合は、市町村のほうで経営開始計画書のほうを見ていただいているんですけども、そのところで一生懸命工夫しまして、名義変更はしていただかないといけないんですけども、それから経理を分けていただくとか、非常に煩雑にはなるんですけども、そのあたりで現場の対応はできる範囲内のところはさせていただいているところでございま

す。

あと、要望活動は引き続きやっておりますし、私も5月にはちょっと参りまして、農林水産省と意見交換をさせていただいたところ です。

それから、企業参入につきましては、済みません、今フォローアップということで、毎年 のことなんですけども、入ったところ全社 を今回っておりまして、その中で、これも数 社が認定農業者になっていらっしゃる場所 もあります。そのあたりもまとまりましたら、また御説明させていただきたいと思いま す。

○西聖一委員 後で結構ですので、よろしく お願いいたします。

○早田順一委員 関連していいですか。今、 西委員のほうから担い手の件で、やめていく 人のフォローというか、そんな話がありました。 今度は反対に、例えば年間150万、5年 間ですか、もらって、あれはたしか250万以 上の収入があると切れるのですかね、一本立 ち。

○國武担い手・企業参入支援課長 はい。

○早田順一委員 そういった成功というか、 うまくいっている人というのは、どれぐらい 今いらっしゃるんですか。

○國武担い手・企業参入支援課長 制度を導 入して1年でございまして、まだ分析をして おりません。就農されてから5年間というこ とだもんですから、去年の時点では1年の期 間で対象になった方とかいらっしゃるの で、その点を分析をさせていただいたら、改 めて御説明させていただきます。

○早田順一委員 済みません。ぜひそういっ

た成功事例というの皆さんにお知らせをし て、意欲ある青年というのをぜひ育てていた だきたいというふうに思いますので、よろし くお願いします。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○梅本農林水産部長 ただいまあっております 農業に新規参入する方の定着をさせるとい うことなんですけども、8ページの上のほうに、 青年就農給付金が全国で2番目で400名とい うのを書いております。ここの8ページの 一番上の丸の2番目のポツで、準備型が受給で きる、研修を実施できる研修機関を県独自で 11組織認定したと、これは熊本だけです、全 国でこんなことをやっておるのは。

どこの県も、農家に直接青年を受けてもら いますので、その農家とのマッチングがよく なくてやめたりするケースはかなり出てきて、 将来返さなきゃいかぬというケースが心配 されていますけども、熊本の場合は、特にこ れはJAが中心になっていただいていますけ ども、研修機関になってもらって、自信を持 って安心できる篤農家を紹介し、そしてフォ ローアップもきちっとされて、もしもうまく いかないならば違うところを紹介するとか、 きめ細かにやっております。

熊本方式と呼ばれていますけども、こうい った形、要は制度としてはつくってしまし て、私どもなお一層ちゃんとフォローしまし て、定着がこの給付金の目的ですので、万全 を期していきたいと思っております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 農地集積に関しては非常に すばらしい結果を出していただいて、今後の また頑張りに期待したいというふうに思っ ております。

農地集積等質問が多かったので、水産振興



についてお尋ねしようかなと思うんですが、漁業士会というのがあるんですけど、「漁業士を14名認定するとともに、漁業士会が行う研修活動や子どもたちを対象とした」と文言が書いてあるんですけども、漁業士というのはどういった役目というのか、目的を持ってつくられているのかというのがわからないので、そこら辺をちょっと教えていただければと思います。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。

漁業士につきましては、平成元年から地域の漁業のリーダーとなるような方にいろいろ研修を受けていただいて、県が認定しているというものでございまして、これまでに県内で105名の漁業士を認定しています。

若い漁業士の方、青年漁業士といひまして45名、それからそれを指導する立場にある指導漁業士というのを60名認定しております。県全体で県の漁業士会というのを構成しております。その漁業士会がこういったみずからの研修活動を行ったり、または子供たちの漁業体験とか、そういったことをやっていたりしているということで、それに対して県が支援しているという状況でございます。

○吉永和世委員 その下の「資源管理型漁業等の推進」とかというふうに書いてあるんですけど、それと漁業士の関係というのは、全くないわけじゃないわけですね。

○平岡水産振興課長 漁業士と、下のほうに書いてあります資源管理計画、それから国の漁業経営安定対策制度を活用したという部分につきましては、関係がないというところでございます。

○吉永和世委員 ないの。

○平岡水産振興課長 はい。この下の資源管理計画の作成の指導とか、あとは「国の漁業経営安定対策制度を活用した資源管理型漁業等の推進に向け支援を行っている。」というところでございますが、これは漁業者が資源管理計画をつくる、または養殖業者が漁場改善計画をつくってそれを履行する場合に、共済等への掛け金の支援があるというふうなこと。それから、あとは燃油とか、あとは配合飼料等のセーフティネットへの参加ができるというふうなところございまして、そういった資源管理計画を作成するよう県が指導して、そういった国の漁業経営安定対策制度を活用して、漁家の経営安定、または資源管理型漁業の推進を行うというところでございます。

○田代国広委員長 いいですか。

○吉永和世委員 漁業士というのは、代表者を漁業士という形に認定して、漁業振興のために何か先頭に立って活動をやると、そういったイメージと思ったんですが、そういうイメージでいいわけですね。

○平岡水産振興課長 そういった地域のリーダーとして、活動を行っていただくというところでございます。

○吉永和世委員 資源管理型漁業といったら、資源を管理して将来の漁業をよりいい方向に導くという、そういったふうに思えるんです。全く関係ないと今そういうあれだったんですけども、ここは全く関係ないわけじゃないわけですね。

○平岡水産振興課長 地域のリーダーとされる方が中心に、そういった資源管理の活動とか引っ張っていったらということも、それを我々は期待しているところでございます。

ただ、この制度については、漁業士じゃないとこの制度にのっからないとか、そういったことではないということです。

○吉永和世委員 漁業の将来性を見たときに、やっぱり資源管理は大事なことだというふうに思うんですけど、今有明海と八代海でチリメンというんですか、ああいった漁を何というんですかね、底びき網というんですか、あれの漁獲量の推移というのは大体わかっているんですか。

○平岡水産振興課長 例えば、底びき網でどれぐらい漁獲されているというデータは、今ここには持ち合わせはしておりません。ただ、漁業種類ごとの漁獲量というのは当県の数字では出ております。

それと、チリメンにつきましては、これは船びき網という漁法でとっております。これについて申しわけありません、今ここに数字の持ち合わせがありませんけども、これはまた御報告させていただきたいというふうに思います。

○吉永和世委員 後で御報告いただければというふうに思うんですが、これは長い目で見たときに、あれは一網打尽というふうなイメージがあって、すべての何かそこにいるものはとってしまうようなイメージがあって、それなどを考えると、やっぱりある意味で規制というその部分を、ある程度持っていく方向も大事なのかなというふうには、規制した時点ではある意味、痛みというか、それらを生じるかもしれないが、長い目で見たときにはそれが逆にプラスになって返ってくるような、そういった感じがあるのかなというふうに思うんで、そこら辺のやはり目先ではなくて、長い目で見たときに、最後の安心して漁業に従事できるよう安定漁家経営に向けた取り組みを支援するといった、そういったとこ

ろに結びついていくんじゃないのかなというふうに思うもので、そういったところの検討もしていくのが大事じゃないのかなというふうに思うので、そこら辺もぜひ検討いただければというふうに思います。

○平岡水産振興課長 先ほどちょっとお話ししました国の漁業経営安定対策制度を活用した資源管理型漁業ということで、この中で資源管理計画を漁業者に策定してもらうんですけども、例えば水俣では、さっき言いました船びき網については、そういった資源管理型計画を策定して、例えば休漁日を設けるとか、そういった形でそういった資源管理に取り組んでいただいていますし、小型底びき網につきましては、天草崎津町とか、そういったところで漁業者が資源管理計画を策定して、それを実践してもらっているという状況でございます。

○田代国広委員長 いいですか。

○吉永和世委員 大体、現状でよくなっていく可能性があるのかどうかというのもあるので、ではその部分も検討して、それでいいのか悪いのか、将来性がないんだったらまたそれをきちとした形でやるしかないのも、とってしまえば資源はなくなってしまうのは当たり前なんで、そこら辺をきちと判断するのが大事かなというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

では、私からでよかですかね。企業参入についてちょっとお尋ねしたいんですけど、以前、民間企業でしたかが、今度の予算に農業参入する企業に、一つの制約といいますか、農地法かなんか知りませんが、一等農地はなかなか企業参入には該当せぬというか、条件の悪いところが、企業が農業参入した場合

該当するとか、そういった基準というのがあったみたいなことを数年前ちょっと聞いた記憶があるんですけど、現在はどうなっているんですか。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

現実的に農地を参入企業が、我々が間に入っているいろいろ御紹介する場合であっても、実際に非常に条件が悪いところというのが、貸していただけることが多いことなんです。ただ、それが絶対の条件ということではないと、いいですか、そういった法的な制限がかかっているわけではございません。実際、だれか貸すとなられたところが、やはり知った方がいいですか、そういったところが優先されるので、現実的に企業さんが借りられるところはやはり条件が悪いところが多うございます。そういう状況でございます。

○田代国広委員長 法的なものはないわけですかね。そういった制約があるから、企業はなかなか農業参入がしにくいという悪条件とか、あるというふうに当時聞いたので言い出したんですけども、今の段階で企業は農業に参入しようと、しやすい状況とか、環境は大体整備されておるんですか。

○國武担い手・企業参入支援課長 先ほど申しましたように、借りることはできるんですけども、実態としてなかなか貸していただけない状況にあるというところでございます。

○田代国広委員長 なぜ私が企業参入にこだわるかということ、水田地帯の集落営農あたりで、その地域の営農は守れますよ、1反歩あたりは。畑地帯はなかなかそういう集落営農はできません。そして、私の場合でも、条件のいいところは畜産農家あたりが借りて牧草をつくるんですけども、ちょっと利便性の悪

いところとか、面積がいささか狭いところあたりがやっぱり借り手がなくて、なにもせず今実際遊休地になしとつとですよ。そういったところが企業には、一般農家が借らぬから、遊休地ないしは耕作放棄地はそういった条件の悪いところしかまだあいらぬから、一等農地的なものは農家が借りるとということですね、現実的に。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課です。

実際、企業の方からいろいろお話を聞くと、やはりある程度まとまった土地が欲しいとか、どうしても農業の経営の計画を立てる上で、例えば10ヘクタールほどまとまった土地、飛び飛びではなくて、そういった話になると、1カ所でなくてもある程度まとまったところというふうな中で探されているときに、現実的に条件が割に不利なところが多いという状況になってございます。

ただ、一方では、地域の方と一緒に新たに農業法人をつくるかという形の中で、大きな面積を託されているところもございます。

○田代国広委員長 地域の条件が悪くても、その一帯を整備すればある程度の、何ヘクタールかの土地になるわけですね。その個人の1枚1枚になってくると、何十アールになるといったって、なかなか企業は投資するだけの価値がないということなんですけど、ある程度面的に整備して、そしてそれを企業に借りていただくというふうな条件をつければ、当然借りる可能性はあるわけですね。

○國武担い手・企業参入支援課長 そうだと思えます。

○田代国広委員長 私が離農したら耕作放棄地になるわけですから、いずれ誰かに自分の

畑をつくってもらわなければならないわけですよ、食料を生産するために。ですから、企業あたりにもそういった農業に参入していただいて、食料生産のほうに企業あたりがしていただくならばいいなと思っておるものですから、今後そういった企業が参入しやすいような環境に、我々元農家も考えていただくならばと思ったところでございます。

○田代国広委員長 ほかに何かありませんでしょうか。

○泉広幸委員 私は、担い手と水産の振興課のほうに、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

担い手のほうは、新規就農者が約280名と報告がありまして、その地区別というか、どんな経営体なのか、今答えなくても後でいいんですけども。

それとあわせて、漁業の新規就業者が19名ということで、それも含めて地区別と、どんな経営内容なのか、養殖なのか、例えば小型底びき網なのか。

それとあわせて、新規就農者には青年就農給付金がありますけども、新規の漁業者にはそういったことは考えていないのか、ちょっとお話を聞きたいなど。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

済みません、地域別の数字を持ち合わせていないんですけども、今現在特徴としまして、新規学卒者が減っているというのがずっと傾向としてございます。Uターンの方がふえてきているという状況で、そういうことで農大の研修を少し変えたりとか、そういったことで対応をいたしております。

済みません、地域別のほうは改めて御報告したいと思います。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。

平成24年度に19名の新規就業者がおりますけども、そのうちの10名が親元のほうに就業しているということで、内訳としましては、ノリの養殖とか、あとは一本釣り等でございます。9名が、家が漁業と関係がないといえますか、そういった方が就業されておりますけども、それにつきましてはノリ養殖の従業員であったり、あとは一本釣り、はえ縄とか、漁業許可の必要がなくて営めるような、そういったものに就業しているという状況でございます。

それと、給付金につきましては、この資料では就業準備給付金制度という形で記載しております、これは就業する前にいろいろ研修を受ける期間、その期間に年間150万を限度で、2年間を限度という形で、研修につきましては月おおむね100時間程度の研修を3カ月以上受けた場合に、この給付金が得られるというそういった制度でございまして、これにつきましては、研修が終わった段階で親元にすぐに就業できない、少なくとも2年間はあけて就業しないと給付金を返さないといけないというふうな形になっております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。ほかになれば、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○山口団体支援課長 団体支援課でございます。

資料の12ページお願いいたします。

漁協の組合員資格審査の是正措置状況と今後の取り組みにつきまして、御報告いたします。

まず、資格審査の改善状況を一番上の表に整備しております。資格審査未実施の漁協は、沿海漁協11、内水面漁協4、業種別漁協1と、55漁協のうち16漁協が未実施でしたので、関係組合長より直接是正指導等を行いました結果、7月31日現在、16漁協のうち13漁協が資格審査を実施いたしております。

残り3漁協につきましては、組合員数が多く事務作業に日数が必要とのことでしたので、いつまでに是正するのか、行政処分として文書通知を行いましたところ、いずれも9月末までに実施するとの回答を得ているところでございます。

資格審査を実施いたしました13漁協の組合員の異動状況を、中段の表に整備しております。沿海漁協及び内水面、業種別漁協ともに、正組合員から准組合員へ大幅に異動する結果となっております。

一番下の表は、55全ての漁協に対し、資格審査に係ります審査を実施している途中経過報告でございます。7月31日現在、52漁協の検査を実施しており、全て資格審査を実施しております。なお、残り5漁協のうち、括弧の中に8月と記載しております2漁協につきましては、昨日までに検査を終了いたしております。

残り3漁協につきましては、先ほど申し上げました9月末までに資格審査を実施するとの回答を得た漁協でございますので、資格審査の実施後速やかに検査を行うこととしております。

裏面の13ページをお願いいたします。

漁協指導に向けました今後の取り組みでございます。

まず初めに、1に記載しておりますけれども、法令遵守体制の確保を基本とした指導方針を作成し、5に記載しております文書報告や組合長ヒアリングなど多様な指導方法の導入や、8に記載しております研修会等を通じた不断の意識啓発などの取り組みを行うこと

によりまして、法令遵守に向けた漁協の自主的な取り組みを促進いたしますとともに、必要な場合は、6に記載しておりますけれども、法令に基づく行政処分を適時・適切に行うことといたしております。

以上、御報告いたします。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課でございます。

テレビ・新聞報道等もなされておりますけれども、国の復興予算で造成されました全国向け基金の取り扱いについて御説明いたします。

資料の14ページをお願いいたします。

資料では、1、基金の経緯、それから2として国からの要請、3として県としての対応状況としてまとめております。ポイントを絞って御説明いたします。

まず、基金の経緯でございますけれども、この熊本県森林整備促進及び林業等再生基金は、森林・林業の再生を目的といたしまして、平成21年度から3期にわたって造成をされております。

このうち、1、(2)にございます第2期造成につきましては、被災地の復興に必要な木材を全国的に供給するという目的で、平成24年度から26年度までを事業期間といたしまして約50億円造成し、今年度末までに約35億円を執行する予定でございます。

こうした中、2番目、国からの要請でございますけれども、国の復興予算が被災地以外で使われていることにつきましてマスコミ等の批判を受けまして、国は復興予算の使途の厳格化をさらに進めるということとしまして、本年の7月2日、政府の復興推進会議におきまして、復興予算による全国向け基金の使途を厳格化するという方針を決定しました。

具体的に申しますと、この森林整備促進及び林業等再生基金の第2期造成分で、直接被災

災地に木材を供給する取り組み、これまでの執行済額、3点目として議会で既に予算議決されているものを除いた残額につきまして、返還するよう各県に要請したということでございます。

3点目、これに対しまして、県としての対応状況でございますけども、今回の返還の要請に関しましては、もともと被災地域だけでは賄いきれない復興に必要となる木材を、全国規模で安定的に供給する、そういったことを目的に措置された基金であるということ。

2点目として、既に事業計画等を検討してきました本県の林業・木材産業関係者にとりましては、非常に大きな影響を与えるということから、国に対しまして所要の財源の確保を要請しているところでございまして、先日、7月11日にも、別紙につけております財源確保の要請を農林水産省にしたということでございます。

今後とも、関係県とも連携しまして、この財源確保について国に働きかけていく方針でございます。

説明は以上でございます。

○田代国広委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 2つあります。両方あります。組合員の資格審査については、きちっとやっていただいている状況ですから、今後のあるべき姿というものをしっかり守っていただければと思っております。

関連なんですけど、私よくわからないことがあって、みんな知っているけどもだれも言わない話なんですけども、内水面漁協ですね、今度災害で河川工事とかたくさんあります。やるとき、漁協が協力金をくれという話があって、払わないと工事をさせないとかということをおっしゃる人がいるそうです。

わざわざ発注は魚の産卵期を外して、魚が上ったり、遡上したりするときは発注をさせずに、そういう配慮をして時期をずらしてあるそうです、発注時期を。だから、余り影響がないように配慮をした上で工事をやって、災害復旧ですから、一日も早く災害復旧をやってやりたいのに、そういう時期になって、それは仕方ないということで守ってやっていて、その上今度は協力金かなんかをくれという話を必ずなさるということで、一部特定の話をしているのではなく、これは一般論ですね。それをやらないとなかなか工事をさせてくれない、多分だれも言わないけど、みんな知っている。

では、払わないままどなんせなんですかというふうに県の土木とか発注者の側に相談すると、それは知らないと言うんですね。あなたたちの問題だから、あなたたちで処理しなさいという話をなさるらしいんですけど、もともと公共事業で発注して仕事をなさっているのに、それはもし漁業被害があるということ——それがいいような発注をまずすることが一番です、ないんだったら協力もする必要がないわけですから、ないわけです。

あるのに、あるような発注をするなということと、あるならあるようにちゃんとそれは予算で、彼らが主張する、何の協力か知らぬばってん、協力金を払う根拠は何なのか。もちろん法的根拠ですよ、漁業法上認められている法的根拠があるのかどうか。

無茶苦茶な例があったから言っているわけじゃなくて、一般論としてずっとこういうのが続いてきているということは、多分みんな知っているんです。役所に相談しても、役所は知らないとおっしゃる。発注者が知らないで、県管理の河川を県が災害復旧をしようとしたときに、そういう漁協との話があって、そして知らないと言われて、どうすりゃいいんですかという話になって、裁判かなんかせにゃいかぬとでしようけど、簡単には泣き寝

入りで、もうええたい面倒くさいと、そんならいなら払うていっちょけという話になって、あしき慣習が私はあると思っていますので、今度ちゃんと調べて御報告をいただければと思います。

きょうは、今報告できれば、御答弁があれば何かしていただければと思います。そういうのがあっている実態を把握なさっていらっしゃるのか。

○山口団体支援課長 団体支援課でございます。

済みません、委員の御質問の回答にはなりませんけれども、私もこの4月に来て、今委員がおっしゃったような話を直接聞いたことはございませんが、具体的にあるということは私も存じております。一つの水産業協同組合法によりますと、内水面漁協につきましても、もちろん沿海漁協でもそうですけれども、要するに資源管理の義務、それから資源の増殖という義務が水協法上ございます。

そういうことに関連いたしまして、ここから先が御答弁にならないんですが、いわゆる民民の関係で協力をお願いするというようなことは聞いてございます。ですから、仮に御相談があっても、それは民民の御契約として話し合いをしてくださいということで、我々としても御回答申し上げていることになろうかというふうに存じます。

○前川収委員 済みません。この話とは直接違うんですけど、今漁協が抱えておる問題の一つという意識で私は上げているんです。だったら、発注者は県ですよ。県が設計をして、このように工事をしてくださいということで、それを業者が請けるわけです。それは本来業者の話じゃなかですよ。発注者の設計が悪いのか、施工が悪いのか、いわゆる漁業の養殖、何ですか、増殖とか、そういうのに支障がある設計をしているのが悪いんじゃない

いですか。

それは団体支援課もしくは河川のほうで、そうならないようにしてあげるかどうかしないとい……。やっぱりそれはいつまでも——これがずうっと大分前からと聞いていますけど、何か臭い物にふたしているような話だけがずっと続いているような気がしていますので、きょうは軽く、そういう問題があるということを知っていますということだけお伝えをしておきます。以上です。

それと、もう一ついいですか。森林整備の今度の基金の取り崩し——取り崩しというか、戻せという話ですけど、本末転倒な話であって、そもそも政府がつくって、その要件に応じて地方が議決までして基金造成してきた金を戻せという、本来根拠はないと私は思っていますけれども。

1つは、今回の戻す額が多分50億のうち35億を使うんだったら15億ぐらいになるんですかね、これは基金を取り崩すという話になるわけでしょうね、お金を。基金を造成したときは議会議決が要りますが、基金を取り崩すときも、多分我々の議決がなしで取り崩せるはずはないですよ。つまり、県議会がこれはだめだと言えば戻せないという話になるというのが、理論上の話だと思います。

そこで、国からの要請の中に、25年度分として議会で予算議決しているものというのは、これは支出として予算議決しているもの話だけであって、そもそも地方議会が歳入まできちっと議決をしてきて、いわゆる地方の予算の積み上げがあっているということ、知らないのか知っているのかわからないような表現を書いていることそのものが、私はまずおかしいというふうに思います。その点についてはいかがでしょうか。

○長崎屋森林整備課長 今委員御指摘ありましたとおり、もし仮に国に返還するということになりまして、これは委員御指摘のとおり

り、国庫返納金としてしっかり予算を組んで、歳出予算として計上し、議会で御審議いただいて議決がないと、これは返還できないということでございます。

今回の国からの要請でございますけども、県としてはきちんと定めたとおり予算を執行してきたわけでございますし、予算の流用であるとか、そういった指摘が一切当たらないということでございます。

ですので、この返還するかどうかということにつきましても、今申し上げましたとおり、きちんとこれは議決が必要なことでございますので、こちらのほうもしっかり検討していきますし、また何よりも、もともとこれは国から言っていること自体がおかしいわけでございますので、これはしっかり財源の確保も含めて、言うべきことをきちっと国に主張していきたいというふうに考えております。

○前川収委員 それで裏面の15ページに書いてある財源確保についての要請文だと思えますけれども、全くそのとおりでありまして、お金がどこから入ってこようが我々の使途に影響が出ないのであれば、要は国のお金であれば費目が変わってきてもそれは問題ないと思えますし、そもそも論が一つ違うところがあるんですけどね。そもそも論を言い出せば切りがないんですけど、直接被災地に送る木材しかだめだなんて、そんな話はありません。玉突きでずっといくわけですね。

例えば、被災地周辺の森林・山から被災地のほうに木材が入っていけば、周辺からまたそちらに集まっていくという形で、どんどんどんどん木材は移動していくわけですから、全体の需要がふえるという前提から言えば、九州だろうが北海道だろうがそれは同じと、復興需要がふえるからそこで賄おうという、そのための準備をしようという基金を生かさ

うという話だから、何らおかしくないと思っております。

それは言っても仕方ないんで、ちょっと委員長に僕はお願いがあつて……。

せつかくここで委員会やっていますから、これは県のほうで林業再生に加速化するための財源の確保ということを書いてあります、私は個人的にはいわゆる代替財源を国がきちっと明らかにならないならば、今回仮に県が予算を戻してくださいという予算を9月議会に一遍に出されるか、12月に出されるかよく知りませんが、出されてもそれは認められないということだと思っています、私は個人的には。ですから、きちっと代替財源をお示しするように、それが無い限りは議決できない、返納議決はできないという趣旨で、意見書を国のほうに出してもらえればなと思いますけれども。

ここで議決しておけば、委員会で決めとけば、多分9月の頭の開会日でも間に合う可能性があるわけですね。これは本会議議決が要りますから、国に対する正式な意見書ですから、出さないと——これは県は知事名では出しているわけでしょう。国に対する意見書ですか、一番最後の部分は。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課でございます。

国に対する意見書でございます。

○前川収委員 だったら、知事も、県もそういう形で意思表示をしているわけですから、議決権を我々県議会はもっと強力な議決権の行使として、そんな無茶な戻せなんてあるかと、かわりを出せという内容で——内容は委員長に一任いたしますので、内容で意見書を出すということを皆さんで議論してもらえればありがたいと思います。できればここで決めていただければ、9月の冒頭、本会議という話もできないことはないのかなと思います



す。

○田代国広委員長 前川委員のほうから今提案がっておりますような形で、委員会で今後意見書として出すというふうな形でまとめていきたいと思いますが、よろしいですか。

（「ぜひお願いします」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 そのような形で、今後開会時に提案したいと思います。

○前川収委員 では、出すということは決定いただいたわけですね。あと、内容については委員長からまた御相談いただきながら…

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○泉広幸委員 先ほど漁業組合員資格については、今後残りの3漁協9月にするというお話がされました。そのほかに、私はちょっと気になることが1点、地元の方から聞かれたこともあるんですけども、海区調整委員でありますね、その資格というか、そして全く漁業に関係のない人たちが登録をされているというふうな話も聞いたことがあります。今の状況あたりをちょっと聞かせていただければなど。

○平岡水産振興課長 海区漁業調整委員会委員の選挙につきましては、県の選管のほうで事務を管理・執行しているというふうなことで、事務の適正化を図るよう、県内の市町村選管にも指導が行われているという状況でございます、今回の事例を踏まえまして。

1つは資格の話ですか。

○泉広幸委員 はい。

○平岡水産振興課長 まず、調整委員会の有権者の資格につきましては、漁業者または漁

業従事者であることと、それから海区沿岸の市町村に住所または事務所を有するというところで、漁協の組合員資格と違うところが、漁船を使用する漁業を営み、または漁業者のために漁船を使用して、ということ、そういったところが組合員の資格と違うところでございまして、調整委員会の有権者の資格は、1年90日以上漁船を使用する漁業を営み、または漁業者のために漁船を使用して行うというふうなところでございます。

組合員資格につきましては、1年間の中で90日から120日の間で、漁協が定めるそういった日にち、それを従事するというのが資格になっているということで、海区漁業調整委員会の有権者の資格と漁協の組合員資格は、そこはちょっと違うというふうになります。

○田代国広委員長 いいですか。

ほかに質疑がありませんようですので、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、陳情・要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回農林水産常任委員会を閉会します。

午前11時35分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長

